

**(社) 関西ヨットクラブ レースでの安全基準と危機管理**  
**レース参加艇の乗員全員は以下の全項目を遵守すること。**

- ①海上衝突予防法、海上交通安全法、港則法など関連法規を遵守すること。
- ②法令に関わり無く航行中は他の船舶との衝突予防に努めること。
- ③有効なヨット保険等、損害賠償保険に加入していること。
- ④有効な小型船舶検査証を有し、法定備品を搭載していること。(DRAGONを除く)
  - ・法定航海灯が正常に点灯すること。
- ⑤JSAF及び所属する各クラス協会の定める事項を遵守すること。
  - ・安全備品等、必要な備品を搭載していること。
  - ・セールに番号を付けること。(番号を持たない艇は事前に申し出ること。)
- ⑥ボートを安全な状態に保っていること。
  - ・アンカーとアンカーラインが常時、使用可能な状態であること。
  - ・レース海面のどこからでも帰港可能な量以上の燃料を搭載していること。(DRAGONを除く)
  - ・安全備品等は常に使用可能な状態にしておき、使い方も把握しておくこと。
  - ・日頃からボート整備に努め、安全な航行が可能な状態しておくこと。
- ⑦海上ではライフジャケットの着用を推奨する。
  - ・特にオイルスキン、ブーツ着用時には強く推奨する。
  - ・使用可能な状態で着用すること。
- ⑧海上では常時、緊急通信手段が通信可能な状態しておくこと。
  - \* 艇長の携帯電話
  - \* VHF 72ch
- ⑨艇長が危険と判断した場合、速やかにレースをリタイアし、レース本部に連絡すること。リタイア後は速やかに帰港すること。
  - ・風、波等の状況が悪くなりレース続行が危険だと判断した時。
  - ・ボートや艀装品等に不具合が生じレース続行が不可能と判断した時。
  - ・乗員が危険な状態に陥った時(怪我、病気、乗員の落水等状況により)。
  - \* レース本部船：VHF 72ch もしくは090-3052-7854
  - \* レース陸上本部：0798-26-0691(関西ヨットクラブ事務局)
- ⑩海上で危険な状態に陥った時は速やかに対処し、レース本部と各方面(必要な場合)に連絡すること。
  - ・怪我や病気の対処(止血、心肺蘇生等)と救助要請
  - ・乗員の落水時の対処(救出)と救助要請
  - ・ボートが航行不能な状態になった時の対処と救助要請
  - \* レース本部船：VHF 72ch もしくは090-3052-7854
  - \* レース陸上本部：0798-26-0691(関西ヨットクラブ事務局)
  - \* 参加各艇：VHF 72ch
  - \* 海上保安庁：118番
- ⑪乗員落水時、病人や怪我人が出た時、艇にダメージがあった時等の対処方法を把握しておくこと。
  - ・落水者救出方法
  - ・止血や心肺蘇生法等
  - ・応急ティラーやラダーの取り付け方法等
  - \* チーム内で話し合い、講習会の受講や練習を行っておくことを推奨する。
- ⑫全乗員の緊急連絡先を把握していること。
  - ・乗員の緊急時の連絡先(家族など)を日頃からチーム内でまとめておく。
- ⑬レース期間中いつでも主催者による安全立ち入り検査に異議の無いこと。

※各事項のルール、方法の詳細は専門書、専門マニュアルを参照して下さい。

**(社) 関西ヨットクラブ レース運営基準**  
レース運営には以下の基準を用いる。

スタート前風速 15m/s 以上、又は強風波浪警報、津波注意報が発表された場合。

信号旗 AP 旗掲揚（延期）又は信号旗 AP/A 旗連旗掲揚（中止）。

**(社) 関西ヨットクラブ クラブハウス利用規定**

関西ヨットクラブのトイレ、シャワー、1 階ウェットバーは関西ヨットクラブのメンバー専用です。クルーの方は新西宮ヨットハーバーのトイレ、シャワーを使用して下さい。